

○東伊豆町安全で美しいいえなみ整備事業費補助金交付要綱

(平成30年8月30日要綱第22号)

改正 平成31年2月18日要綱第4号 令和2年3月30日要綱第29号

令和3年3月22日要綱第12号 令和3年11月4日要綱第36号

(趣旨)

第1条 東伊豆町は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全を確保するとともに緑豊かな住みよいまちづくりを推進するため、安全で美しいいえなみ整備事業（以下「補助事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東伊豆町補助金等交付規則（令和2年東伊豆町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 安全で美しいいえなみ整備事業 ブロック塀等撤去事業、ブロック塀等改善事業（緑化あり及び緑化なし）及び美しいいえなみ整備事業をいう。
- (2) ブロック塀等撤去事業 地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のある道路等に面するブロック塀等を撤去する事業（国、地方公共団体、公団、公社及び事業団等が実施するものを除く。）をいう。
- (3) ブロック塀等改善事業（緑化あり） 地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のある道路等に面するブロック塀等を静岡県が定める豊かな暮らし空間創生住宅地認定等要綱に基づく緑のいえなみを整備する事業の基準を満たす緑化（建築基準法第42条第2項に規定する道路に面するものは、道路後退線より宅地側に設置するものとする。）により改善する事業（国、地方公共団体、公団、公社及び事業団等が実施するものを除く。）をいう。
- (4) ブロック塀等改善事業（緑化なし） 地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のある道路等に面するブロック塀等を安全な塀（建築基準法第42条第2項に規定する道路に面するものは、道路後退線より宅地側に設置するものとする。）に改善する事業（国、地方公共団体、公団、公社及び事業団等が実施するものを除く。）をいう。
- (5) 美しいいえなみ整備事業 道路等に面して、静岡県が定める豊かな暮らし空間創生住宅地認定等要綱に基づく緑のいえなみを整備する事業の基準を満たす緑化（建築基準法第42条第2項に規定する道路に面するも

のは、道路後退線より宅地側に設置するものとする。)を実施する事業(国、地方公共団体、公団、公社及び事業団等が実施するものを除く。)をいう。

(6) 道路等 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路、東伊豆町法定外道路管理条例(平成14年東伊豆町条例第13号)第2条に規定する道路、町が管理する道路、通学路又は避難路等をいう。

(7) 通学路 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和41年政令第103号)第4条に規定する通学路をいう。

(8) 避難路等 静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第17条第5項に規定する緊急輸送路、避難路又は避難地をいう。

(9) 地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀 原則として高さが60センチメートルを超えるブロック塀であり、かつ次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいい、詳細は静岡県発行の「ブロック塀の点検と改善」によるものとする。

ア 基礎の根入れが、地盤面から30センチメートル未満のもの

イ 塀の高さが、地盤面から2メートルを超えるもの

ウ 控壁が、塀の長さ3.2メートル以下ごとに無いもの

エ 塀に傾き、ひび割れがあるもの

オ 塀に鉄筋が入っていないもの

(10) 改善 静岡県発行の「ブロック塀の点検と改善」によるブロック塀等の改修、フェンス等の安全な塀(組積造の塀を除く。)への造り替え及び緑化への造り替えをいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の利用に供されている一団の土地において、本要綱又は東伊豆町生垣づくり補助金交付要綱(平成5年東伊豆町要綱第7号)の規定による補助金の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、安全で美しいえなみ整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に事業ごとに次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等撤去事業

ア 事業計画書(様式第2号)

イ 位置図(縮尺2,500分の1以上の地図)

ウ 施工前の配置図及び写真

エ 工事請負に係る見積書の写し

- オ 設計図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）
- カ その他町長が必要と認めたもの
- (2) ブロック塀等改善事業（緑化あり及び緑化なし）
 - ア 事業計画書（様式第2号）
 - イ 位置図（縮尺2,500分の1以上の地図）
 - ウ 施工前の配置図及び写真
 - エ 工事請負に係る見積書の写し
 - オ 設計図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）
 - カ その他町長が必要と認めたもの
- (3) 美しいいえなみ整備事業
 - ア 事業計画書（様式第2号）
 - イ 位置図（縮尺2,500分の1以上の地図）
 - ウ 施工前の写真
 - エ 工事請負に係る見積書の写し
 - オ 設計図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）
 - カ その他町長が必要と認めたもの

（交付の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは補助金の交付を決定し、安全で美しいいえなみ整備事業
費補助金交付決定通知書（様式第3号）より申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 町長は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物（以下「財産」という。）については、事業完了から15年を経過するまでの期間内において、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更の申請及び承認)

第7条 申請者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、安全で美しいいなみ整備事業変更等承認申請書（様式第4号）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(1) 施工箇所を変更しようとする場合

(2) 補助対象経費の20パーセントを超える額を変更しようとする場合

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、安全で美しいいなみ整備事業変更等承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、安全で美しいいなみ整備事業実績報告書（様式第6号）に事業ごとに次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等撤去事業

ア 事業の完了を確認できる全景写真

イ 工事請負に係る領収書の写し

ウ その他町長が必要と認めたもの

(2) ブロック塀等改善事業（緑化あり及び緑化なし）

ア 事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真

イ 完成図（配置図、平面図、立面図及び断面図）

ウ 工事請負に係る領収書の写し

エ その他町長が必要と認めたもの

(3) 美しいいなみ整備事業

ア 事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真

イ 完成図（配置図、平面図、立面図及び断面図）

ウ 工事請負に係る領収書の写し

エ その他町長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、安全で美しいいなみ整備事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに安全で美しいいなみ整備事業費補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年2月18日要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日要綱第29号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日要綱第12号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(東伊豆町生垣づくり補助金交付要綱の廃止)
- 2 東伊豆町生垣づくり補助金交付要綱(平成5年東伊豆町要綱第7号)は、廃止する。

附 則(令和3年11月4日要綱第36号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

事業の区分	補助対象経費	補助金の額
ブロック塀等撤去事業	当該事業に要する経費のうち、工事に要する費用で町長が必要と認めたもの	補助対象経費と、撤去するブロック塀等の延長1メートルにつき20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ1敷地につき266,000円を限度とする。
ブロック塀等改善事業(緑化あり)	当該事業に要する経費のうち、工事に要する費用で町長が必要と認めたもの	補助対象経費と、改善するブロック塀等の延長1メートルにつき38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ1敷地につき333,

	もの	000円を限度とする。
ブロック塀等改善事業（緑化なし）	当該事業に要する経費のうち、工事に要する費用で町長が必要と認めたもの	補助対象経費と、改善するブロック塀等の延長1メートルにつき38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ1敷地につき333,000円を限度とする。
美しいいえなみ整備事業	当該事業に要する経費のうち、工事に要する費用で町長が必要と認めたもの	補助対象経費と、実施する緑化等の延長1メートルにつき38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ1敷地につき333,000円を限度とする。

様式第1号（第4条関係）

安全で美しいいえなみ整備事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

[別紙参照]

様式第3号（第5条関係）

安全で美しいいえなみ整備事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号（第7条関係）

安全で美しいいえなみ整備事業変更等承認申請書

[別紙参照]

様式第5号（第7条関係）

安全で美しいいえなみ整備事業変更等承認通知書

[別紙参照]

様式第6号（第8条関係）

安全で美しいいえなみ整備事業実績報告書

[別紙参照]

様式第7号（第9条関係）

安全で美しいいえなみ整備事業費補助金交付確定通知書
[別紙参照]

様式第8号（第10条関係）

安全で美しいいえなみ整備事業費補助金請求書
[別紙参照]